

The Residence Organization and Sinto Shrine of Local Reform Movement in Ishikawa Prefecture

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Okuda, Haruki メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00029539

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



地方改良運動期の住民組織と神社 ——石川県の事例から——

奥田 晴 樹¹

The Residence Organization and Sinto Shrine of Local Reform Movement in Ishikawa Prefecture

Haruki OKUDA¹

はじめに

日清・日露戦争前後に、それ以前から始まっていた工業化を軸とした産業構造の変容が加速され、その勢いは大正期に入って益々盛んとなっていった。これに伴い、人口の膨張が顕著となり、社会や文化、風俗なども大きく変貌し始めた。市制町村制の制定によって確立された明治地方自治制は、脆弱な財政基盤で過大な国政委任事務を執行するという問題点を当初から抱えていたが⁽¹⁾、日露戦後にはどうしても大きな手術が必要な状態となってきた。

その決定的な要因は、日露戦争の戦費を捻出するために国税をほぼ倍増し、この増税が戦後も継続されたことである。戦費は、国税を倍にした程度では焼け石に水で、結局、内外債が歳入の数倍にも達する結果となった。その償還や、南満州や朝鮮の植民地経営、ロシアに加えアメリカまで仮想敵国として進めることになった陸海軍備の拡大など、いずれも莫大な費用を要する戦後経営の下では、減税などあり得なかった。たしかに、産業構造の変容は、国民の租税負担能力も上昇させたが、その一方で行政需要も膨張させた。増大する行政需要の大半に應えるのは地方行政であり、それは不可避免的に地方財政を膨張させずにはおかない⁽²⁾。

こうした背景の下に、官僚主導の内政改革運動として、地方改良運動が始められる。その基本は増税体制の受け

皿として地方の体制を再整備することだった。そこでは、まず地方税の膨張が厳しく規制され、市制町村制が定める本来の地方財源、とりわけ基本財産からの収入、したがって財産そのものを増やすことが求められた。そのため、近世の村などに由来する伝統的な住民組織⁽³⁾が抱える共有財産⁽⁴⁾を市町村に吸い上げさせる一方、住民組織の結合力を市町村のレベルにまで広げる形で再強化する一連の施策がとられた。

住民組織の結合力は、経済や社会などの変化、人口の流動化などによって弛緩しつつあった上に、その土台であった共有財産を市町村に吸い上げられれば、否応なく衰えざるを得ない。そこで、地方改良運動では、納税組合、戸主会・婦人会・青年団・処女会、在郷軍人会、農会など、各種の団体を市町村ないし住民組織を単位として新たに設け、この二次的な住民組織で、弛緩した住民組織本体を補強させた。そして、運動全体の指導理念として、幕末に二宮尊徳が飢饉などで疲弊した農村を再建するための指針として組み立てた報徳思想を鼓吹し、増税体制を勤儉力行で担わせようとしたのである⁽⁵⁾。

住民組織の共有財産を市町村に吸い上げる方針は、各住民組織ごとに祀られていた神社を、市町村単位などにまとめる神社合祀さえもたらしめた⁽⁶⁾。神社合祀は、神社の財産の形をとるケースが少なくなかった住民組織の共有財産を、市町村へと吸い上げるとともに⁽⁷⁾、住民の精神的統合の範囲を市町村へと拡大しようとするねらいが

¹ 金沢大学：教育学部教授

あったと見られる⁽⁸⁾。

ここでは、石川県、とりわけ石川郡における神社合祀の実相を、^{ちやうや} ^{ひらか} 蝶屋村平加区の事例を中心に検討し、地方改良運動が展開された時期における住民組織のあり様の一端を、そこに垣間見てみたい。

一 石川県と石川郡の神社合祀

(一) 神社の社格

明治新政府は、古代以来の制度などをふまえて、明治4年(1871)5月14日付の太政官布告第235号で、神社の社格を次のように定めた⁽⁹⁾。

官社以下定額及神官職員規則等別紙ノ通被 仰出候、尤府藩県社・郷社ノ分ハ先達テ差出候明細書ヲ以取調、区別ノ上追テ神祇官ヨリ差図ニ可及候条、其節万端処置ノ儀、同官ヘ可相伺事

- 一 神官従来ノ叙爵総テ被止候事
- 一 官社以下府藩県社・郷社神官総テ其地方貫属支配タル可ク、本籍ノ儀ハ士族民ノ内、適宜ヲ以テ編籍可致事

(別紙)

官社

○官幣大社(神社名省略、以下同様)

○官幣中社

以上大中三十五社神祇官所祭為官幣社

○官幣小社

○別格官幣社

○国幣大社

○国幣中社

○国幣小社

以上中小六十二社地方官所祭為国幣社

右官幣国幣社通計九十七社神祇官管之

諸社

○府社

○藩社

○県社

府藩県崇敬ノ社

○郷社

郷邑産土神

右地方官管之

官幣国幣官社以外府藩県社・郷社二等ヲ以テ天下諸社ノ等差トス、右官社定額ノ外、式内及国史見在ノ諸社、期年検査ヲ経テ更ニ官社ニ列スヘシ、但四時祭官官幣ノ列ハ方今神祇官ニ請シテ祭之

職員規則(省略)

ついで、同年7月4日付の太政官布告第321号で、郷社定則を制定し、郷社と村社を区別した⁽¹⁰⁾。

先般被 仰出候神社御改正郷社ノ儀ハ別紙定則ノ通、取調可致事

(別紙)

定則

① 一 郷社ハ凡戸籍一区ニ一社ヲ定額トス、仮令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ社五ヶ所アリ、一所各三ヶ村、五ヶ村ヲ氏子場トス、此五社ノ中、式内カ或ハ従前ノ社格アルカ又ハ自然信仰ノ帰スル所カ、凡テ最首トナルヘキ社ヲ以テ郷社ト定ムヘシ、⁽¹⁷⁾ 余ノ四社ハ郷社ノ付属トシテ是ヲ村社トス、其村社ノ氏子ハ従前ノ通り、社職モ又従前ノ通りニテ是ヲ祠掌トス、総テ郷社ニ付ス〔郷社ニ付スト雖トモ村社ノ氏子ヲ郷社ノ氏子ニ改ルニハアラス、村社氏子元ノママニテ郷社ニ付スノミ〕、郷社ノ社職ハ祠官タリ、村社ノ祠掌ヲ合セテ郷社ニ祠官・祠掌アルコト布告面ノ如シ〔但祠掌ハ村社ノ数ニヨレハ幾人モアルヘシ〕

② 一 従前一社ニテ五ヶ村、七ヶ村ノ氏子場、其数千戸内外ニシテ粗戸籍一区ニ合スルモノハ乃チ自然ノ郷社タリ〔祠官一人ナレハ更ニ祠掌ヲ加フモ許スヘシ〕

③ 一 三府以下都会ノ地、従来産土神〔郷社〕一社ニシテ氏子場数千戸ナルモノ戸籍ノ数区ニ亘ルト雖モ更ニ郷社ヲ立テ区別スルニ及ハス

④ 一 官社又府藩県社ニテ乃チ郷社ヲ兼ルモアリ、仮令ハ東京日吉神社〔府社〕・京都八阪神社〔官社〕ノ如キ氏子場数万戸ニ亘ルトイヘトモ更ニ郷社ヲ建テス、固ヨリ区別ニ及ハサルコト、上件ノ如シ

こうして、神社は、皇祖神をまつる伊勢神宮を別格とした上で、官社と諸社(俗に「民社」という)に大別されたのである。官社は、皇室から幣帛が奉られる官幣社と、国庫から幣帛が奉られる国幣社とが区別され、さら

にそれぞれ大・中・小の社格が立てられた。諸社は、府藩県社、郷社、村社にわけられ、その他に社格を持たない無格社も多数あった。府藩県社は府藩県が幣帛を奉り、郷社は郷邑産土神をまつり、戸籍区の中で最も由緒のある一社とされ、郷社や村社は近世以来の村々が幣帛を奉る神社とされたのである。

ここで注意しておきたいのは、郷社と村社が社格を区別され、両社の神官が序列づけられたものの、第1条に見られるように、それぞれ独自に氏子を持つ体制は従来そのまま存続されたことである。つまり、近世以来の村が有する信教的ないし精神的な統合には手を着けようとはせず、それらの間に一定の序列を付し、それを国家祭祀の序列の末端に位置づけたに止まっているのである。こうした住民の信教的ないし精神的な統合の既存秩序には介入しない政策スタンスは、第3・4条に見られるように、戸籍区をはるかに越える規模の「氏子場」をもつ「都会」の神社をそのまま郷社とし、それに上位の社格を重ね持たせる方式をとっているところにも表出している。これは、大区小区制と近世以来の町村との関係に照応している、と考えると差支えあるまい⁽¹¹⁾。

廃藩置県以後、府藩県社は府県社となる。郷社は、大区小区制以降、地方制度が相次いで改正されたが、近世以来の村々を越えて信仰を集める神社として、その社格は保たれた。村社も、近世以来の村が町村制の施行に伴う町村合併で消滅した後も、社格はそのままに据え置かれた。このように、地方制度と社格に食い違いが生じて来るが、それが前述した神社合祀の背景の一つとなったのである。

表1に示したように、社格が定められた当初、官幣大社は29、官幣中社は6、国幣中社は45、国幣小社は17を数え、官幣小社と国幣大社は該当する神社はなかった。その後、官幣社も国幣社も、徐々に増えていった⁽¹²⁾。明治5年(1872)、湊川神社が官幣小社に準ずる別格官幣社とされたのを皮切りに、勤皇家や旧大藩の藩祖などをまつる神社が次々に別格官幣社に列せられた⁽¹³⁾。

明治30年(1897)には、官国幣社昇格内規⁽¹⁴⁾と、以下の府県郷村社昇格内規⁽¹⁵⁾が定められている。

府県郷村社昇格内規

第一条 左項ノ一ニ当リ、境内地六百坪以上ニシテ、本殿、拝殿（但シ同一建物ニシテ本殿、拝

表1 神社の社格と数

社 格	全 国	石 川 県	石 川 郡
官 幣 大 社	29	—	—
官 幣 中 社	6	—	—
官 幣 小 社	0	—	—
国 幣 大 社	0	—	—
国 幣 中 社	45	1	—
国 幣 小 社	17	1	1
県 社	—	14	4
郷 社	—	68	8
村 社	—	1825	281
無 格 社	—	1277	206
合 計	—	3186	500

注1) 全国の数値は、明治4年の社格制定時のものである(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第三巻、吉川弘文館、1983年2月、「官幣社」の項(梅田義彦執筆)、927頁を参照)。

2) 石川県と石川郡の数値は、石川県編『石川県史』第四編、同県、1931年3月、表「神社数(一)」、686頁を参照。

殿ヲ区画シタルモノヲ含ム)、鳥居及社務所(社殿ノ構造、境内ノ風致等、其府県内ノ壯觀ニシテ最モ有名ナルモノ)ヲ具ヘ、現金五千円以上若クハ之ニ相当スル国債証書又ハ土地、及式千戸以上ノ氏子ヲ有スル神社ハ府社若クハ県社ニ列スルコトヲ得。

第一 延喜式若クハ六国史所載ノ神社

第二 一国ノ総社タリシモノ

第三 祭神ノ功績、史上ニ顯著ニシテ其地方ニ縁故アルモノ又ハ特別由緒アル神社

第二条 左項ノ一ニ当リ、境内地五百坪以上ニシテ、本殿、拝殿（但シ同一建物ニシテ本殿、拝殿ヲ区画シタルモノヲ含ム)、鳥居及社務所(社殿ノ構造、境内ノ風致等、其府県内ノ壯觀ニシテ最モ有名ナルモノ)ヲ具ヘ、現金参千円以上若クハ之ニ相当スル国債証書又ハ土地、及千戸以上ノ氏子ヲ有スル神社ハ郷社ニ列スルコトヲ得。

第一 延喜式若クハ六国史所載ノ神社

第二 一国ノ総社タリシモノ

第三 祭神ノ功績、史乗ニ顯著ニシテ其地方ニ縁故アルモノ又ハ特別由緒

アル神社

第三条 無格社ニシテ境内地参百坪以上ヲ有シ、本殿、拝殿（但シ同一建物ニシテ本殿、拝殿ヲ区画シタルモノヲ含ム）及鳥居ヲ具ヘ、現金貳千円以上若クハ之ニ相当スル国債証書又ハ土地、及貳百戸以上ノ氏子ヲ有スル神社ハ村社ニ列スルコトヲ得。

第四条 前条氏子ナキ神社ハ崇敬者ヲ以テ氏子ト看做スコトヲ得（氏子同様ノ義務ヲ負担スルモノニシテ其ノ名簿ハ町村長ノ証明ヲ要ス）。

第五条 本内規ハ、北海道庁、沖縄県及其他新開地ニ適用セス

府県社と郷社への昇格基準の差異は、境内地の面積、基本財産額と氏子数で、府県社が600坪・5,000円・2,000戸、郷社が500坪・3,000円・1,000戸を越えるものとされている。村社への昇格基準では、特段の由緒や社殿の壮観は求められず、境内地の面積が300坪、基本財産額が2,000円、氏子数が200戸を越えることが、その要件となっている。この基準は、それ以後の昇格審査や神社合祀の際に、どの程度機能したかはともかく、後述するように、自分たちの神社を守ろうとする住民組織が社殿の整備や基本財産の造成に努力する動きの背景の1つとなった、と見て差支えなからう。

(二) 石川県の神社

石川県内の神社は、表2に示した明治17年(1884)の調査によれば、官幣社はなく、国幣中社が1（羽咋郡の気多神社）、国幣小社が1（石川郡の白山比咩神社）、県社が14、郷社が68、村社が1,825、無格社が1,277で、総計3,186に上った。町村制施行に伴う合併によって蝶屋村となった諸村が属する石川郡には、国幣小社が1（白山比咩神社）、県社が4、郷社が8、村社が281、無格社が206で、総計で500を数えた。

その後、石川県の神社にも社格の変動が起こっている。明治35年(1902)4月26日付で、前田利家をまつる金沢市の尾山神社が、上杉謙信をまつる山形県米沢市の上杉神社とともに、別格官幣社となった⁽¹⁶⁾。また、明治29年(1896)3月12日付で江沼郡の菅生石部神社が国幣小社に、大正3年(1914)3月4日付で白山比咩神社が国幣中社に、大正4年(1915)11月10日付で気多神社が国幣大社に、それぞれ格上げされた。気多神社は、愛媛県の大山祇神社などとともに、はじめて国幣大社に列せられた4社の1つだった⁽¹⁷⁾。

(三) 石川県の神社合祀

明治39年(1906)4月、府県知事などを集めた地方長官会議において、第1次西園寺公望内閣の内務大臣原敬は、村社や無格社を併合する必要があることを訓示した。村社や無格社の中には、さしたる由緒もなく、社殿や境内などの営繕・整備が久しく行われず荒廃するまま放置さ

表2 石川県の神社（明治17年）

	国幣中社	国幣小社	県社	郷社	村社	無格社	合計
金沢区	0	0	2	9	12	16	39
江沼郡	0	0	3	3	153	89	248
能美郡	0	0	1	8	243	213	465
石川郡	0	1	4	8	281	206	500
河北郡	0	0	1	3	203	136	343
羽咋郡	1	0	2	8	221	120	352
鹿島郡	0	0	1	15	182	233	431
鳳至郡	0	0	0	11	355	212	578
珠洲郡	0	0	0	3	175	52	230
合計	1	1	14	68	1825	1277	3186

注) 前掲『石川県史』第四編、686頁所載の「神社数(一)」による。

れたり、社殿の体裁も粗雑で整っていなかったりするものも少なくない。その背景には、町村によっては神社の数が30を上回るものすらあり、そのため奉斎が行き届かなくならざるを得ない事情がある。したがって、それらの統合・整理が必要だ、というのである⁽¹⁸⁾。もっとも、これは表向きの理由で、本当のところは、前述したように、地方改良運動の推進にある。

政府は、この神社合祀を促進するため、同年4月30日付の勅令第96号で、以下の「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」を公布した⁽¹⁹⁾。

第一条 府県又ハ北海道地方費ハ府県社及郷社並ニ
明治二十七年勅令第二十二号第一条ノ護国
神社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得
市又ハ町村ハ村社及前項ノ護国神社以外ノ
護国神社ノ神饌幣帛料ヲ供進スルコトヲ得
前二項ノ規定ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スル
コトヲ得ヘキ神社ハ地方長官之ヲ指定ス
第二条 前条神饌幣帛料ノ金額ハ内務大臣之ヲ定ム
第三条 町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル村社及第
一条第一項ノ護国神社以外ノ護国神社ノ神
饌幣帛料ニ関スル規定内務大臣之ヲ定ム
付則

本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

これにより、府県は府県社と郷社、市町村は村社に対して、神饌料・幣帛料を供進できるとし、その供進対象となる神社の指定は地方長官が行うものとした。この勅令は、同年6月の内務省令第18号で翌40年1月1日より施行された。供進対象の指定の可否に関する審査を通じて、神社合祀の対象となるか否かの篩にかけようというわけである。

石川県は、この政府の方針を受けて、明治39年6月、郡市役所に訓示し、ついで同年8月に出された内務省神社局長および宗教局長からの通牒に基づき、同年9月、郡市町村長に以下の方針を提示して、その実施を督励した、という⁽²⁰⁾。すなわち、県内の神社の数は2,906に上り、その少なからぬものが祭祀も行われず、崇敬の実が挙がっていない。そこで、無格社や、社殿が矮小だったり、氏子や信徒が寡少で維持が困難な県社・郷社・村社は、付近のものと合併するようにする。とりわけ、町村の1字に村社が2つ以上あるものは、特殊な由緒があるも

のを除いて、1社に併合すべきである、というものである。

県は、同年12月12日付で、以下の訓令甲第25・26号を出して、神饌料・幣帛料を供進する神社を指定する作業を開始した⁽²¹⁾。

○石川県訓令甲第二十五号

郡 役 所
市 役 所
町村役場

明治三十九年〔四月〕勅令第九十六号ニ依ル神饌幣帛料ハ例祭ニ限り供進スル儀ト心得ヘシ

明治三十九年十二月十二日

石川県知事 村上 義雄

○石川県訓令甲第二十六号

郡 役 所
市 役 所
町村役場

明治三十九年〔四月〕勅令第九十六号ニ依リ神饌幣帛料ヲ供進スルトキハ、郷社ヘハ郡官吏又ハ市町村吏員、村社ヘハ市町村吏員ヲ適宜参向セシムヘシ

明治三十九年十二月十二日

石川県知事 村上 義雄

この2つの甲号訓令で、県は、勅令が定める神饌料・幣帛料の供進は「例祭」に限り、県の指定を受けた郷社へは郡ないし市町村の吏員、また村社へは市町村の吏員を参向させることにしたのである。

表3 石川県の神饌料・幣帛料供進指定神社（大正元年）

金 沢 市	11
江 沼 郡	37
能 美 郡	79
石 川 郡	146
河 北 郡	35
羽 咋 郡	72
鹿 島 郡	72
鳳 至 郡	31
珠 洲 郡	13
合 計	496

注) 前掲『石川県史』第四編、689頁を参照。

表 4 石川県の神社（大正元年）

	別格官幣社	国幣中社	国幣小社	県 社	郷 社	村 社	無 格 社	合 計	増 減 数
金 沢 市	1	0	0	2	9	9	8	29	-10
江 沼 郡	0	0	1	4	1	143	9	158	-90
能 美 郡	0	0	0	3	7	227	35	272	-193
石 川 郡	0	0	1	9	10	272	47	339	-161
河 北 郡	0	0	0	2	4	157	71	234	-109
羽 咋 郡	0	1	0	4	8	199	51	263	-89
鹿 島 郡	0	0	0	2	14	151	74	241	-90
鳳 至 郡	0	0	0	0	11	313	39	363	-215
珠 洲 郡	0	0	0	1	2	106	8	117	-113
合 計	1	1	2	27	66	1577	342	2016	-1170
増 減 数	+1	0	+1	+13	-2	-248	-935	-1170	

注）前掲『石川県史』第四編、686所載の「神社数（一）」と687～688頁所載の「神社数（二）」による。

表 5 石川県の神社減少率

金 沢 市	25.64%
江 沼 郡	36.29
能 美 郡	41.51
石 川 郡	32.20
河 北 郡	31.78
羽 咋 郡	25.28
鹿 島 郡	20.88
鳳 至 郡	37.20
珠 洲 郡	49.13
合 計	36.72

県は、神社の審査を進め、同年12月29日付で、神饌料・幣帛料の供進するものを指定した⁽²²⁾。その際、社殿・境内の整備状態や規模、基本財産の有無や内容などが厳しく審査され、その良好なものが指定され、神社合祀の対象から外されたのである。指定はその後も継続され、表3に示したように、大正元年(1912)の調査によれば、指定された神社の数は、石川郡の146など、県全体で496となっている。

一方、神社合祀は村社と無格社を中心に推進され、表4に示したように、前出の明治17年と大正元年の調査における神社数を比較すると、郷社が2、村社が248、無格社が935も減っている。減少率は、表5に示したように、村社はまだ13.59パーセントに止まるが、無格社は

73.22パーセントにも上り、3分の1以下に減っている。郷社の減少数が少なく、県社以上は逆に増えているが、村社から郷社、郷社から県社に格上げされたものがあるためである。

こうした結果は何を物語っているのだろうか。神社合祀をすすめる政府や県のねらいは、住民の信教的ないし精神的統合の範囲を、近世以来の村などに由来する住民組織から県郡市町村という自治団体の規模へと拡張し、そうした自治団体がコミュニティとしての公共圏の実質を高めて行く一助とする、というところにあることは明らかだろう。しかし、石川県での結果は、たしかに無格社の整理は大いに進展したものの、残った村社と無格社は、近世の村などに由来する住民組織にはほぼ対応する形のものとなっている。

町村制施行前の明治20年（1887）における石川県の町数は699、村数は1,808で⁽²³⁾、この数値は、金沢などの市街地を勘案すれば、大正元年の調査に見える村社 1,577と無格社342の合計数値にほぼ匹敵するものとなっている。この結果を見る限り、石川県において、神社合祀それ自体はたしかに進展を見たが、近世由来の住民組織を単位とした住民統合のあり方を、市町村という自治団体を単位としたものへと融解・再編しようとしたねらいは、結局のところ、実現しなかった、と言わざるを得まい。

表6 石川郡の神社

町 村 名	国幣中社	県 社	郷 社	村 社	無格社	合 計	指定社	減 少 社		
								村 社	無格社	合 計
松 任 町	0	2	0	1	4	7	2	0	0	0
金 石 町	0	0	0	0	4	4	0	0	1	1
鶴 来 町	0	1	0	0	0	1	1	4	0	4
美 川 町	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0
大 野 町	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0
比 楽 島 村	0	0	1	4	0	5	4	1	0	1
福 留 村	0	0	0	3	0	3	3	0	3	3
柏 野 村	0	0	0	4	0	4	3	0	0	0
蝶 屋 村	0	0	0	8	0	8	7	0	0	0
笠 間 村	0	1	0	4	1	6	5	0	1	1
宮 保 村	0	0	2	3	0	5	5	0	3	3
一 木 村	0	2	1	0	0	3	3	0	7	7
出 城 村	0	1	1	2	0	4	4	0	4	4
御 手 洗 村	0	0	0	5	1	6	2	0	2	2
旭 村	0	0	1	9	0	10	10	1	6	7
安 原 村	0	0	0	5	1	6	5	0	3	3
郷 村	0	0	0	9	2	11	5	4	3	7
中 奥 村	0	0	0	9	0	9	8	2	2	4
林 中 村	0	0	0	10	0	10	7	1	3	4
山 島 村	0	0	1	11	0	12	8	0	3	3
館 畑 村	0	0	1	8	0	9	8	1	2	3
林 村	0	0	0	7	0	7	5	0	6	6
藏 山 村	0	0	1	5	0	6	6	2	1	3
河 内 村	1	0	0	7	7	15	4	1	2	3
吉 野 谷 村	0	0	0	7	0	7	5	0	4	4
額 村	0	0	1	6	0	7	5	3	11	14
富 奥 村	0	0	1	13	0	14	5	0	0	0
野々市 村	0	0	0	2	0	2	1	0	2	2
押 野 村	0	0	0	11	0	11	6	2	1	3
三 馬 村	0	0	0	6	2	8	5	0	5	5
富 樫 村	0	0	0	8	0	8	2	1	2	3
内 川 村	0	0	0	9	0	9	0	0	1	1
犀 川 村	0	0	0	23	0	23	2	0	0	0
湯 涌 谷 村	0	0	0	10	0	10	0	0	0	0
崎 浦 村	0	0	0	8	2	10	3	0	2	2
米 丸 村	0	0	2	7	2	11	5	0	1	1
二 塚 村	0	0	1	4	5	10	4	0	6	6
大 野 村	0	1	0	4	2	7	5	0	1	1
戸 板 村	0	0	1	11	0	12	4	0	2	2
鞍 月 村	0	0	0	7	0	7	4	1	0	1
潟 津 村	0	0	0	3	1	4	3	0	0	0
栗 崎 村	0	0	0	2	0	2	2	0	0	0
合 計	1	9	15	256	34	315	168	24	90	114

注) 石川郡自治協会編『石川県石川郡誌』同会、1927年3月、201～221頁を参照。

(四) 石川郡の神社合祀

どうしてそのような結果になったのか、を考えるために、まず蝶屋村が所属する石川郡における神社合祀の実態を見てみよう。

神社合祀に伴う神社の減少率は、石川県全体が36.72パーセントで、最も低いのは^{かしま}鹿島郡で20.88パーセント、最も高いのは^{すず}珠洲郡で49.13パーセントである。石川郡は32.20パーセントなので、県全体よりもやや低くなっている。

石川郡について、前出の明治17年(1884)と大正元年(1912)の調査の数値を比較してみると、県社は4から9、郷社は8から10にそれぞれ増加し、村社は281から272に微減する程度だったが、無格社は206から47に激減している。県社と郷社の増加は合せて7、村社の減少は9だから、村社の減少の大半は格上げによるものであると見られる。全体では161減少し、そのうち無格社数が159と、その大半を占めている。

これを要するに、石川郡の神社合祀は、県社や郷社を増やし、国や県の方針に沿って県都市へと住民の信教的ないし精神的統合の範囲を拡張する措置がとられている一方、村社にはほとんど手をつけず、基本的には無格社が整理対象になっている。後者の意味するところを明らかにするためには、村社をめぐる、町村と、近世由来の住民組織との関係のあり様を検討する必要がある。

表6は、昭和2年(1927)に刊行された『石川県石川郡誌』に記載されている石川郡の神社数を、社格と町村で分類して一覧したものである。これによれば、石川郡では、その時点までに、県社は9で動かず、郷社は10から15へ増え、村社は272から256に減り、無格社は47から34にさらに減っている。郷社の増加数は5、村社の減少数は16なので、大正期になってからは、僅かながらではあったが、村社の整理も進んでいることがわかる。

もっとも、無格社の減少数は、90に止まっており、前出の大正元年までの数値と大幅に食い違っている。ここでの数値は、同『郡誌』編纂のため、所属町村が管内の住民組織に報告させるなどしてまとめたデータに基いているものと見られる。そうであるならば、この数値の食い違いは、明治期に整理された無格社のうち、少なくとも1つが、早くも、町村役場では把握し得なくなっていることを物語っている。もちろん、町村役場や住民組

織による調査や報告の正確さの問題もあるが、整理された無格社と住民との信教的ないし精神的な関係の範囲や性質が、住民組織全体に関わるほどのものではないことを示唆しているのではなかろうか。

神社合祀を経て残った各町村の神社数を、町村制施行の際、合併してそれらの町村を誕生させた旧町村の数と比較してみると、5町37村のうち、3町18村、つまり半数に近い町村で、2つの数値は一致している。一致しない町村も、^{まつとう}松任・^{かないわ}金石両町と、^{ゆわくだに}湯涌谷・^{といた}戸板両村を除いて、その違いはプラス・マイナス2の範囲内に止まっている。旧町村はほぼ住民組織と重なりと見てよからう。つまりは、ほぼ住民組織に一对一で対応する形に、神社が整理されているのである。

不一致幅が比較的大きい町村のうち、松任・金石両町は、いずれも、旧藩の時期から市街地として展開し、元来、住民組織が旧町村よりも細分化された形で存在しており、その数よりも神社の数の方が下回っていたと見られる。それでも、金石町では1社が合祀されている。また、湯涌谷・戸板両村を見ると、いずれも、元来、旧村よりも神社の数が少ない。湯涌谷村には合祀された神社がなく、戸板村も合祀は2社に止まっている。もっとも、前述したように、同『郡誌』での神社の減少数はかなり不正確なものと思われるので、その点は考慮しておかねばならない。

合祀された神社の数が格段に多いのは^{ぬか}額村で、次に多い^{いちき}一木・^{あさひ}旭両村の倍の14社に上っている。しかし、残った神社は旧町村の数と一致しており、その点は一木・旭両村も同様である。神社合祀がかなりの程度に推し進められたところでも、住民組織との一对一の対応という線が、その落ち着き先となっている、と見てどうやら間違いなさそうである。

(五) 神社合祀と県の指定

以上の検討から、石川郡の神社合祀は、神社を住民組織にほぼ一对一で対応する形へと整理する結果をもたらした、と見て大方の遺漏はなかろうと思われる。そうすると、県による神饌料・幣帛料供進の指定は、石川郡の神社合祀において、いったいどのような役割を演じたかが、問われてこよう。

表7に示したように、神社の総数と指定社の数を比較

表7 石川郡の神社と住民組織

町 村 名	神社数(A)	指定社(B)	A - B	減少社	町村制施行前の町村(C)	A - C
松 任 町	7	2	5	0	1	6
金 石 町	4	0	4	1	1	3
鶴 来 町	1	1	0	4	1	0
美 川 町	1	1	0	0	1	0
大 野 町	1	1	0	0	1	0
比 楽 島 村	5	4	1	1	6	-1
福 留 村	3	3	0	3	4	-1
柏 野 村	4	3	1	0	4	0
蝶 屋 村	8	7	1	0	9	-1
笠 間 村	6	5	1	1	5	1
宮 保 村	5	5	0	3	3	2
一 木 村	3	3	0	7	3	0
出 城 村	4	4	0	4	4	0
御 手 洗 村	6	2	4	2	4	2
旭 村	10	10	0	7	10	0
安 原 村	6	5	1	3	7	-1
郷 村	11	5	6	7	12	-1
中 奥 村	9	8	1	4	11	-2
林 中 村	10	7	3	4	9	1
山 島 村	12	8	4	3	10	2
館 畑 村	9	8	1	3	10	-1
林 村	7	5	2	6	7	0
蔵 山 村	6	6	0	3	5	1
河 内 村	15	4	11	3	17	-2
吉 野 谷 村	7	5	2	4	7	0
額 村	7	5	2	14	7	0
富 奥 村	14	5	9	0	14	0
野々市 村	2	1	1	2	1	1
押 野 村	11	6	5	3	11	0
三 馬 村	8	5	3	5	7	1
富 樫 村	8	2	6	3	10	-2
内 川 村	9	0	9	1	9	0
犀 川 村	23	2	21	0	24	-1
湯 涌 谷 村	10	0	10	0	14	-4
崎 浦 村	10	3	7	2	10	0
米 丸 村	11	5	6	1	11	0
二 塚 村	10	4	6	6	9	1
大 野 村	7	5	2	1	7	0
戸 板 村	12	4	8	2	16	-4
鞍 月 村	7	4	3	1	6	1
湯 津 村	4	3	1	0	4	0
栗 崎 村	2	2	0	0	2	0
合 計	315	168	147	114	314	1

注) 前掲『石川県石川郡誌』201～221頁および内務省地理局編『地方行政区画便覧』復刻版、下、ゆまに書房、1985年11月、203～207頁を参照。

してみると、5町37村のうち、一致するのは3町7村に止まっている。その中身を見ると、美川・大野両町や粟崎村のように、管内の神社がまったく合祀されず、すべてが指定されたところがある。この2町1村は旧町村と神社の数も一致している。つまり、そこでは、近世に由来する地域社会の社会的・精神的秩序が、行政的介入を受けることなく、そのまま存続しているのである。

他方、一木・旭両村の場合、前述したように、いずれも合祀数が2番目に多く、7社に上っているが、合祀されずに残った神社は旧村の数と一致している。それがすべて県の指定を受けているのである。ここでは、明らかに、県の指定が神社合祀を押し進める方向で作用した、と考えて差支えなからう。しかし、その場合でも、その作用は、神社と住民組織の一対一対応の線を限界としていた、と見られる。

神社の総数に比べて指定社が著しく少ないのは、河内・犀川・湯涌谷の3ヶ村である。そのうち、犀川・湯涌谷両村は、いずれも合祀された神社はなく、しかも神社が旧村の数よりも少ない。ここでは、元来、住民組織と一対一対応の線を下回る形でしか神社が存在せず、住民側には神社合祀を受容する余地がなかった、と言えよう。

河内村の場合、やはり、元来、神社が旧村の数より1社上回るだけだったが、指定が少ないにもかかわらず、3社が合祀され、その結果、神社は旧村の数を下回ることになっている。子細に見ると、合祀された3社のうち、2社は金間区にあり、同区には別の1社が合祀されずに

残っている。合祀された残りの1社は石切小原区にあった村社だったが、同区には神社がなくなるにもかかわらず、合祀されている。もっとも、同区は、昭和29年(1954)、河内村から分離し、合祀された金剣神社(現社号は金剣宮)のある鶴来町に合併しており⁽²⁴⁾、その住民組織が主体性を失う形で神社合祀を受容したとは言えないようである。

神饌料・幣帛料供進の指定を手段として神社合祀を押し進めようとする国や県の方針にとって、石川郡において大きな壁となって立ちはだかっていたのが、神社と住民組織の一対一対応の線だったと考えられるが、いったい、それはどうして壁となり得たのであろうか。蝶屋村の平加区にある安産日吉神社での事例に即して、ここでも考えてみたい。

二 神饌料・幣帛料供進の県指定獲得への動き

(一) 蝶屋村の神社

蝶屋村の神社は、大正13年(1924)に刊行された『石川県石川郡神社誌』の記載によって、表8に示したように、手取区の手取諏訪神社、鹿島区の鹿島神社、西米光区の米光白山神社、平加区の安産日吉神社、手取新区の井関諏訪神社、蓮池区の伊気神社、長屋区の長屋八幡神社、末正区の末正春日神社の8社である。すべて村社で、末正春日神社を除き、神饌料・幣帛料供進の県指定を受けている。合祀された神社はないが、本吉新区には神社がないため⁽²⁵⁾、神社は旧村の数よりも少なくなっている。

表8 蝶屋村の神社

区 名	社 号	社格	県指定年月日	祭 神	氏子	基 本 財 産			
						土地(時価)	証 券	現 金	合 計
						円	円	円	円
手 取	手取諏訪神社	村社	明治39.12.29	武御名方神	戸 60		930.000	597.565	1,527.565
鹿 島	鹿 島 神 社	〃	〃 39.12.29	不詳	97		705.000	357.223	1,062.223
西米光	米光白山神社	〃	〃 39.12.29	白山姫神	44	3.150	560.000	599.310	1,162.860
平 加	安産日吉神社	〃	〃 41.4.8	大山咋神、大己貴神	44		1,000.000	96.000	1,096.000
手取新	井関諏訪神社	〃	〃 41.4.8	武御名方神	29	113.160	940.000	54.281	1,107.441
蓮 池	伊 気 神 社	〃	〃 41.9.2	菅原大神	33	730.900	755.000	85.735	1,571.635
長 屋	長屋八幡神社	〃	〃 41.9.2	八幡大神	42	916.900	140.000	141.000	1,197.900
末 正	末正春日神社	〃	――	春日四柱神	21				20.000
本吉新	――		――	――	――				

注) 平岡栄雄編『石川県石川郡神社誌』石川県神職会石川郡支部、1924年10月、101～118頁を参照。

蝶屋の八社はすべて現存している⁽²⁶⁾。

県指定の7社は、いずれも1,000円以上の基本財産を蓄積しており、その点でそれが20円にすぎない未指定の末正春日神社と大きく異なっている。

県の指定は明治39年(1906)12月29日付でのものが最初だが、手取諏訪神社・鹿島神社・米光白山神社の3社がその時に指定を受けている。他は同41年(1908)4月8日付で安産日吉神社と井関諏訪神社、同年9月2日付で伊気神社と長屋八幡神社がそれぞれ指定を受けている。県指定をめぐる安産日吉神社の動きを考える場合、最初の指定に漏れたことに注意しておかねばなるまい。

(二) 石川郡の神社調査

明治39年7月6日付で、石川郡は、管内の神社の「精密調査」とその報告を、蝶屋村に以下のように指示している⁽²⁷⁾。

兵第七四八二号

県、郷、村社係^(ニ)左記ノ事項、調査上必要ニ付、該当神社ヲシテ別紙様式ニ拠ル調書ヲ作ラシメ貴職ニ於テ精密調査ノ上、之ヲ取纏メ本月二十日迄ニ必ス当庁ニ到達スル如ク差出相成度、依命此段及照会候也

明治三十九年七月六日

第二科主任

石川郡書記 奥田 則直

石川県石川郡蝶屋村長 半田 七左衛門 殿

追テ本文ノ事項ハ神社明細帳ニ依リ大略ヲ知り得ヘキモ該帳ハ届出後数多ノ年月ヲ経タルモノニシテ中ニハ変更セル事柄モ可有之必スシモ現実ノモノニ適合スヘシト断定スル能ハス候ニ付、特ニ之カ調査ヲ求メタル次第ニ有之候条、今回届出ノ事項ト明細帳所載ノ事項ト相違スル向有之候ハ、之ヲ好機トシ明細帳訂正方別途届出サシメラレ度、此段申添也^(「誤」脱カ)

- | | |
|----------|------------|
| 一 由緒 | 二 境内坪数 |
| 三 境内風致 | 四 建物ノ坪数、構造 |
| 五 維持方法 | 六 年収支金額 |
| 七 氏子・信徒数 | |

調査書

石川郡何町「村」字何何番地

社格 何神社

- ①、由緒 本欄ニハ左ノ各項ニ該当スルモノノミ記載スヘキ義ニシテ其ノ他ハ記載ヲ要セス
- 一、延喜式内社
- 二、六国史所載社(六国史何巻何所ニ何々ト記載アリトカ記スコト)
- 三、創立年代前二項ニ準スヘキ神社
- 四、勅祭社、準勅祭社
- 五、皇室ノ御崇敬アリシ神社(行幸、御幸、行啓、奉幣祈願、社殿造営、神封、神領、神宝等ノ寄進アリシ類ヲ記スコト)
- 六、武門、武将、国造、国司、藩主、領主、^(ママ)ノ崇敬アリシ神社(奉幣祈願、社殿造営、社領等ノ寄進アリシ類ヲ記スコト)
- 七、当該地方ニ功績又ハ縁故アリシ祭神ヲ祀リシ神社
- 八、前各項ノ外、特別ノ由緒アル神社
- ②、境内坪数 何百何拾何坪
- ③、境内風致 森林ノ良否、特ニ良樹、古木アルモノハ其ノ種類、年代、数量等ヲ揚ケ其ノ他、風致上ニ関スル事柄ヲ記スルコト
- ④、建物ノ坪数及構造
- 本殿 〔前口 何間 茅葺ニシテ粗造ナリ
奥行 何間 瓦葺ニシテ堅牢ナリ〕ト
カ記スルコト
- 拝殿 〔前口 何間 瓦葺ニシテ粗造ナリ
奥行 何間 茅葺ニシテ堅牢ナリ〕ト
カ記スルコト
- 社務所、幣殿、渡殿、^(ママ)及手洗舎等ノ付属建物アルモノハ本殿坪数等ノ例ニ準シ列記スルコト
- ⑤、維持方法 基本財産トシテ公債証書額面何千円、田地何反何畝歩(此時価何百何十円)、畑何反何畝歩(此時価何百円)ヲ有ストカ或ハ基本財産ナシトカ揚ケ其維持上ニ関スルコトヲ記ス
- ⑥、年収支 収入何百何十円、支出何百何十円

(〔明治三十八年ノ収支ニ依リ記載スル
コト〕)

⑦
一、氏子・信徒 氏子何戸、信徒何十人

右及御届候也

明治 年 月 日

神職、氏子総代署名捺印

〔氏子総代ハ三名以上ノ制規ニ付、
遺漏ナキ様、注意アリタシ〕

郡長 宛

郡は、この機会に、今度の調査に基づいて、明治初期
に作成された「神社明細帳」⁽²⁸⁾の記載内容の訂正も併
せて届け出るよう指示している。

調査項目は、①由緒、②境内坪数、③境内風致、④建
物の坪数と構造、⑤神社の維持方法、⑥1年間の収支金
額、⑦氏子と信徒の数である。「調査書」の雛形も添付
されており、それを見ると、それぞれの項目で、県が何
を把握しようとしていたかがわかる。

①由緒は、社格に関わる事項で、(1)「延喜式」に登載
されている、いわゆる式内社であるかどうか、から始ま
って、(2)「日本書紀」以下の六国史の中にその名が出て
くる神社か、(3)創建年代が式内社や六国史所載の神社に
準ずる古い神社か、(4)皇室から幣帛が奉られる勅祭社や
それに準ずる準勅祭社か、(5)皇族の行幸啓、奉幣祈願、
社殿の造営、神領や神宝の寄進など、皇室の崇敬を受け
たことがある神社か、(6)同様に、国造、国司、幕府（将
軍）や藩（大名）、領主などの崇敬を受けたことがある
神社か、(7)その地方に特別な縁故や功績のある祭神を祀
っている神社か、(8)その他、特別な由緒のある神社か、
それらのいずれに該当するか否かを書き出せ、というわ
けである。これは、調査の第1項目とされ、説明も最も
詳しく、県が指定の可否を決定する上で、最も重視した
事項だと見てよからう。

②境内坪数は、単にその面積だけである。

③境内風致では、主に森林の良否、とくに神が降臨す
る依り代ともなる「良樹」や「古木」の報告を求めている。

④建物の坪数と構造は、本殿や拝殿の他、社務所・幣
殿・渡殿・手洗舎などの付属建築物の規模と構造であ
る。

⑤神社の維持方法は、神社の基本財産の種類と、評価

額を含む金額である。

⑥1年間の収支金額は、明治38年(1905)の収支の実績
額である。

⑦氏子と信徒の数は、氏子の戸数と、信徒の人数であ
る。

(三) 神社調査書の提出

蝶屋村は、明治39年7月12日付で、平加区の安産日吉
神社の神職と氏子総代に対して、郡の指示を以下のよう
に下達している⁽²⁹⁾。

蝶特第三五一号

左記之通り調査方御照会相成候ニ付、期日ノ如ク調
書ヲ作製御差出相成度、右及通達候也

明治三十九年七月六日

石川県石川郡蝶屋村長 半田 七左衛門
字平加鎮座

(後筆)
安産日吉神社神職・氏子総代御中

左記（前出の郡通達写——省略）

この村の通達は、郡通達の写ともども活版印刷物であ
り、字名と神社名を手書で書き入れる形式の文書である
ところから見て、安産日吉神社のみならず、管内のすべて
の神社に対して、同一の通達が発せられたと考えられる。
実際、この通達に応じて提出された調査書は、安産日吉
神社のもの以外にも、末正春日神社のものが伝存してい
る。末正春日神社の調査書は、同年8月、以下のように、
村を通じて郡に提出されている⁽³⁰⁾。

調査書

石川郡蝶屋村字末正イ五拾番

村社 末正春日神社

①、由緒 不詳

②、境内坪数 百貳拾坪

③、境内風致 境内中森林繁茂シ清水不断湧出シテ
風致アリ

④、建物ノ坪数及構造

本 殿〔前口貳間、奥行貳間〕 瓦葺ニシ
テ堅牢

幣 殿〔前口貳間、奥行九尺〕 全上

拝 殿〔前口貳間半、奥行貳間〕 全上

手水舎〔前口壹間、奥行参尺〕 全上

⑤、維持方法 基本財産積立中

但シ現在積立高金拾円六銭（郵便貯金）

⑥ 一、年収支 内入金五拾円、支出金五拾円

但明治三十八年度分

⑦ 一、氏子・信徒 氏子戸数 貳拾壹戸

右及御届候也

明治三十九年八月 日

村社末正春日神社氏子総代

小中 伝兵衛

喜多 覚太郎

東 半次郎

同神社々掌

藤基 帰素人

石川県石川郡長 柴田 是 殿

このように、末正春日神社の調査書の内容は、肝心の①由緒は「不詳」、③境内風致は森林が茂り清水が絶えず湧き出ている、⑤基本財産は郵便貯金で10円6銭、といった体のものだった。これでは、県の指定を受けるのはなかなか難しかったと思われる。

明治39年12月29日付の第1次指定に漏れた5社が提出した調査書の内容は、その1つである末正春日神社のものと大同小異だったのでなかろうか。同年8月7日付で、安産日吉神社は、石川郡長宛に、以下の調査書を提出している⁽³¹⁾。

調査書

石川郡蝶屋村字平加ル九拾番地

村社 安産日吉神社

① 由緒 当社祭神ハ大山咋命・大己貴命之二柱ヲ奉ル、往古比樂加ト称シ安産川々上古宮ト称スル処ニ鎮斎シ奉ル、寿永二年五月十一日源義仲平軍ヲ追討、当社ニ参拝セラレ表白文ヲ捧ケ熱誠軍之勝利ヲ祈願セラレ、然ルニ其後安産川洪水之節、社モ又水難ニ罹リ神器並宝物悉皆流失セリ、茲ニ土民力ヲ合セ現今之地ヲ撰、社殿ヲ造営シ遷シ奉ル、現ニ右表白文ハ稀有之宝物トシテ伝来ス

② 一境内坪数 六百三十七坪

⑦ 一氏子戸数 四拾九戸

⑦ 一信徒者 ナシ

③ 一境内風致 当社ハ村ノ南端小高キ所ニアリ、老

樹・古木ナシト雖、松林中ニ有テ風景最モ好シ

⑤ 一維持方法^(ママ) 基本金壹百拾貳円貸付現在高、尚年年積り立、然而神社之経費ハ氏子之寄付ヲ以テ支弁ス

⑥ 一年収支 収入 拾壹円

支出

④ 一建物坪数及構造

本 殿 前口壱間貳尺 奥行壱間貳尺 瓦葺ニテ堅牢

拝 殿 全 貳間五尺 全 貳間三尺 全

廊 下 全 壱間貳尺 全 貳間 全

物置所 全 壱間 全 壱間 全

手洗舎 壱ヶ所

右御及届候也

明治三十九年八月七日

右神社氏子総代

大垣 源太郎

平崎 太郎次

南 由太郎

右神社兼社掌

柏木 勝 秀

石川郡長 柴田 是 殿

①由緒は、記載されているが、後述するように、その内容が提出後に問題となる。③境内風致は、老樹や古木はないが、景色が良い、というものである。⑤維持方法のうち、基本財産は、112円で現在貸し付けられており、その利子を今後積み増して行く方針である。また、維持経費は、必要が生ずる度に、氏子の寄付で賄う、と説明されている。この内容を、末正春日神社のものと比較すると、①由緒の点が違うものの、他は大同小異である。やはり、これでは、県の指定を受けるのは難しかっただろう。

（四）「神社明細帳」訂正願の行方

安産日吉神社の氏子総代と兼社掌は、この調査書と同じ日付で、やはり石川郡長宛に、以下の「神社明細帳」の訂正願も村の指示に従って提出している⁽³²⁾。

明細帳訂正願

石川郡蝶屋村字平加ル九拾番地

村社 安産日吉神社

右神社明細帳囊ニ上申仕置候へ共、脱漏之廉多ニ有
候間、何卒別紙之通御訂正成被下度、氏子総代連署
奉願候也

右神社氏子総代

大垣 源太郎

平崎 太郎次

南 由太郎

右神社兼社掌

柏木 勝 秀

石川郡長 柴田 是 殿

明細帳御届

石川郡蝶屋村字平加ル九拾番地

村社 安産日吉神社

一祭神 大山咋命、大己貴命

由緒

当社創立不詳ト雖、往古比樂加ト称シ安産川々
上古宮ト称スル処ニ鎮斎シ奉ル、寿永二年
五月十一日源義仲平軍ヲ追訂シ当社ニ参拝セラ
レ表白文ヲ捧ケ熱誠軍之勝利ヲ祈願セラル、
然ルニ其後安産川洪水之節、社又水難ニ罹リ神
器・宝物悉皆流失セリ、茲ニ土民力ヲ合セ
現今之地ヲ撰、社殿ヲ造営シ遷奉ル、現ニ右表
白文ハ稀有之宝物トシテ伝来ス

境内坪数

六百三十七坪

一本 殿 前口壱間貳尺 奥行壱間貳尺

一拝 殿 全 貳間五尺 全 貳間三尺

一廊 下 全 壱間貳尺 全 貳間

一物置所 全 壱間 全 壱間

一手洗所 壱ヶ所

一氏子戸数 四拾九戸

一石川県庁迄距離里数 五里八丁

以上

明治三十九年八月七日

右神社氏子総代

大垣 源太郎

平崎 太郎次

南 由太郎

右神社兼社掌

柏木 勝 秀

「神社明細帳」の訂正願の提出先は県知事だったよう
で、同年9月30日付で、あらためて「明細帳訂正願」を
石川県知事（村上義雄）宛に提出している。郡長および
県知事宛の2通の訂正願の内容は、若干の文言の相違が
見られるものの、ほぼ同一文面である⁽³³⁾。

訂正願の内容は、調査書と比較すると、①由緒、②境
内坪数、④建物の坪数と構造、⑦氏子の戸数が同一文面
で、③境内風致、⑤維持方法、⑥年収支が省かれ、代わ
りに石川県庁までの距離里数が「五里八丁」と記載され
ている。

ところが、蝶屋村長（半田七左衛門）は、明治39年11
月15日付で、以下のように、安産日吉神社の氏子総代宛
に、「其筋」（県ないし郡）からの指示だとして、「神社
明細帳」の訂正願を返却してきた⁽³⁴⁾。

蝶特第四九五号

別紙明細帳訂正願ニ関シ証拠書類トシテ義仲祈誓文
写添付有之候ヘトモ該写ニヨレバ義仲カ八幡社ヘ祈
誓シタルモノニシテ安産日吉神社ニ寄進セシモノト
認メ難ク随テ本願詮議不相成候之条、此旨示諭別紙
返却方其筋ヨリ申越候条、此段及返戻候也

明治卅九年十一月十五日

石川県石川郡蝶屋村長 半田 七左衛門 印

平加安産日吉神社

氏子総代御中

訂正願の返却理由は、安産日吉神社の①由緒の証拠書
類として添付された、源義仲の「祈誓文」（前掲調査書
中では「表白文」）は「八幡社」宛のもので同社宛のも
のではない、というものだった。

⑤基本財産が貧弱な上に、普段の維持経費も氏子がそ
の都度寄付で賄う、という同社のあり方に加え、由緒に
ついての主張も認められない、ということになると、同
社が県の指定を受ける道は、これで事実上、閉ざされた、
と見てよかろう。実際、同年末の第1次指定からは、前
述したように漏れたのである。

（五） 県指定の請願

村内の3区の神社が県の指定を受けられたが、平加区
の安産日吉神社など5社は、そこから漏れた。明治39年

末の時点では、当局がどこまで神社合祀を推し進めてくるか、住民側にはわからなかっただろう。前述したような神社と住民組織との一対一対応は結果論であって、神社合祀が現在進行形にあるこの時点では、どこに落ち着くのかの見通しは、当局者にも住民にも立たなかったはずである。実際、住民組織の数を上回る神社がありながら、神社合祀の結果、それを下回る神社しか残らなかった町村も、すでに見たように少なからず存在するのである。そうした状況の下では、県の指定から漏れたことが、直ちに、合祀の対象とされかねない、との危惧を住民に抱かせた、と見て差支えなからう。

平加区の住民は、明治40年(1907)に、県指定の獲得へと大きく動き出していく。それは、同様に県指定から漏れた他の諸区、そして他の諸町村の住民たちも、同じであったろう。

安産日吉神社の社掌と氏子総代は、同年3月12日付で蝶屋村長宛に氏子総代の2名増員を届け出る⁽³⁵⁾。それとともに、同月付で石川県知事宛に、県指定に漏れたのははなはだ遺憾だとして、県が同社を指定することを以下のように請願した⁽³⁶⁾。

神饌幣帛料供進之義請願

石川県蝶屋村字平加鎮座

村社 安産日吉神社

右神社ハ明治三十九年拾貳月本県告示第貳百九十貳号ヲ以テ発表相成候神饌幣帛料供進ノ御指定ニ相洩候義ハ甚以テ遺憾ニ不堪候、然ル処、爾後氏子ハ鋭意専心孜々トシテ設備ニ力メ屹々トシテ基本財産ノ蓄^(「積」脱カ)ヲ謀リ且神饌所及社務所・廊下等ヲ建設シ諸般ノ設備亦具リ基本財産モ其額既ニ一千有余円ニ達シタルモ足レリトセス、益其増殖ヲ図リツ、アリ、從テ維持方法確實ニシテ聊カ支障ヲ見ス候次第ニ付、御調ノ上、何卒右供進シ得ベキ神社ニ御指定被成下度、別紙調査書相添、此之段奉願候也

明治四十年三月

県社笠間神社々司兼村社安産日吉神社々掌

柏木 勝 秀

右神社氏子総代

平崎 太郎次

南 由太郎

山田 半 次

中村 四 郎

大垣 源太郎

石川県知事 村上 義雄 殿

県知事宛の請願では、県指定を受けるべく、同社では、基本財産の増額と蓄積の強化や、神饌所・社務所などの新設と廊下の改築を進めていることを説明している。

また、同月付で石川郡長宛に、社殿の増改築と基本財産の大幅な増額を盛り込んで書き直した、以下の調査書を再提出している⁽³⁷⁾。新たな調査書には、基本財産明細表、安産日吉神社基本財産蓄積規定、明治40年の経常収支予算書が添付されている。

調査書

石川郡蝶屋村字平加ル九拾番地

村社 安産日吉神社

① 由緒

当神社創立年代今其始ヲ不詳ト雖、往古比叡加ト称シ安産川ノ川上古宮ト称スル処ニ鎮斎シ奉ル、寿永貳年源平二氏俱利加羅ニ戦、平軍敗遁シ源義仲是ヲ追討シ五月十一日当所ヲ通過シ軍ヲ駐シ当社ニ参向シ表白文ヲ捧ケ熱誠軍ノ勝利ヲ祈願セラル、其後安産川洪水ノ節、水難ニ罹リ旧記悉皆流失セリ、於茲現今ノ地ニ社殿ヲ造営シ奉ル、右表白文ハ稀有之宝物トシテ伝来ス

② 一境内坪数 六百三十七坪 官有地第一種

④ 一建物坪数及構造

本 殿 前口壱間貳尺、奥行壱間貳尺
幣 殿 前口壱間貳尺、奥行貳間
拝 殿 前口貳間五尺、奥行貳間
神饌所 前口貳間、奥行壱間
社務所 前口貳間、奥行貳間三尺
廊 下 前口三尺、奥行貳間
手洗所 壱ヶ所

⑤ (持) 一維持方法

一金壱百拾貳円也 美川銀行預入高

一基本土地五町貳反八畝廿四歩(此時価壱千八百円)ヨリ生スル収益及氷雪事業ヲ設ケ之レガ経営ニ関スル諸費ハ氏子ノ寄付ニシテ之レヨリ生スル収益金凡ソ四拾円ヲ得、少シモ維持^(持)ノ困難ヲ見ズ、毎年収支ノ外ハ永久積立基本財産ニ編入スルノ運ニ達シ維持方法確然^(持)

タリ
⑦ 一氏子戸数 四拾九戸
⑧ 一境内風致

当社ハ平加ノ西南方高燥ノ地ニ鎮座シ良樹・古
木ナシト雖トモ松林繁茂シテ加フルニ四方ノ^⑨兆
望ニ富ミ景色絶佳ナリ

基本財産明細表
一金壹百拾貳円也 美川銀行預入高
石川郡蝶屋村字平加地内
一五町貳反八畝廿四歩
此地価 五拾七円廿六円
此時価 壹千八百円
内訳

石川郡蝶屋村字平加地内

番地	地目	反 別	地 価
	畑	拾八歩	金参拾貳円
	山林	三町八反四畝〇貳歩	金四拾八円〇壹銭
	原野	壹町四反四畝四歩	金八円九拾参銭

安産日吉神社基本財産蓄積規定
第一条 本社ハ社規定ニ依リ基本財産ヲ蓄積スルモ
ノトス
第二条 左ニ掲クルモノハ之ヲ基本財産ニ編入ス
一 寄贈金穀
但寄贈者カ使用ノ目的ヲ定メタルモノ
及ヒ幣帛料・初穂米ハ此限ニアラス
二 神社経費ノ支払残金
第三条 前条寄贈ノ穀類ハ神職及氏子総代ニ於テ之
ヲ売却シ基本金ニ加フ
第四条 基本財産ハ氏子総代是ヲ管理シ神職其責ニ
任ス

明治四十年〔自一月、至十二月〕経常費収支
予算書（省略）

右之通りニ候也

明治四拾年三月

兼村社安産日吉神社々掌

柏木 勝秀 印

右神社氏子総代
（五名の署名捺印省略）

石川郡長 柴田 是 殿

再提出された調査書によると、④社殿では、物置所が
なくなり、代わりに新築の幣殿（前口1間2尺、奥行2
間）、神饌所（前口2間、奥行1間）、社務所（前口2間、
奥行2間3尺）、改築の廊下（前口3尺、奥行2間）が
増補訂正されている。また、⑤基本財産では、時価
1,800円の土地5町2反8畝24歩が増額され、その年間
収益金を40円と見積もり、これを維持経費の一部に充当
することで、少しも維持の困難を見ない旨が説明されて
いる。基本財産明細表によれば、その土地は、畑18歩
（地価32円）、山林3町8反4畝2歩（同48円1銭）、原
野1町4反4畝4歩（同8円93銭）からなる。

問題はその土地の出所である。安産日吉神社の社掌と
氏子総代から大正5年（1916）7月27日付で石川県知事
（太田政弘）宛に提出された「神社基本財産土地払下願」
によると、この土地は、「先年氏子一般ニ於テ買入之レ
ヲ神社基本財産トシテ寄付シタル」ものだ、ということ
である⁽³⁸⁾。つまり、元来、あったものではなく、県指
定を請願するために、氏子である住民が共同で新たに購
入して寄付したものなのである。ちなみに、昭和8年
（1933）4月現在における平加区の戸数は47戸なので⁽³⁹⁾、
調査書に記載された氏子の49戸は同区の住民と重なると
見て差支えあるまい。

（六） 社殿の整備

社殿の新改築には一混乱あった。安産日吉神社の社掌
と氏子総代は、明治40年11月16日付で、社殿新改築のた
め、境内の樹木を伐採して建設用地を確保するとともに、
伐採した木材売却代金を建設費用に充当することを、石
川県知事に以下のように出願している⁽⁴⁰⁾。

神社生木伐裁願^(標)

石川県石川郡蝶屋村字平加鎮座

安産日吉神社

境内 松木 長三間半、廻り三尺六寸

右生木本殿新築ニ支障ヲ生シ之レヲ伐裁セザレバ新
築スル不能候ニ付、寄此松木伐裁致、代価ハ新築費
用ニ充テ度候間、御許可被成候度、右伐裁願上候也^(標)

明治四十年十一月十六日

右氏子総代

(五名の署名捺印省略)

兼村社安産日吉神社々掌

柏木 勝秀 印

石川県知事 村上 義雄 殿

しかし、蝶屋村長は、同月29日付で、「其筋」(県ないし郡)からの指示だとして、樹木の伐採は境内の風致を破壊する危惧があるとの理由で、以下のようにその願書を返却してきた⁽⁴¹⁾。

蝶特第四九六号

貴字安産日吉神社境内生木伐採願指出候ニ付、其筋へ進達候処、該神社境内ハ元来樹木僅少ニシテ風致ノ見ルベキモノナキニ拘ハラズ尚現在之生木ヲ伐採セントスルハ益風致ヲ損傷スル嫌有之候条、可成ハ之レヲ伐採セスシテ建築スルノ労法モ無之哉取調相成度、若シ伐採セザレハ到底建築スル能ハストセバ止ヲ得サル儀ニ付、其障害木生立ノ位地ヲ示シタル略図ヲ添ヒ再出セシメラレ度旨ヲ以テ別紙返戻越候条、一先及返戻候也

明治四十年十一月廿九日

石川県石川郡蝶屋村長 半田 七左衛門 印

平加区長 西村 半治郎 殿

「其筋」は、どうしても伐採しないと新改築できないのならば、そのことがわかるように、「略図」を添付して再出願するよう勧告している。

住民は、これにどう対処したのか。翌12月付で、石川郡は同社の境内にある枯れ木の伐採を許可しており⁽⁴²⁾、おそらく枯れ木ということにして出願し直したものと見られる。そして、同じく翌12月付で、同社から石川県に幣殿(前口2間5尺、奥行3間)と神饌所(前口1間3尺、奥行1間)の新築届が、以下のように提出されている⁽⁴³⁾。

幣殿等新築御届

石川県石川郡蝶屋村字平加

村社 安産日吉神社

一幣 殿 前口貳間五尺、奥行参間

一神饌所 前口一間三尺、奥行壹間

右之通り今般新築致候ニ付、此之段及御届候也

明治四十年十二月

兼村社安産日吉神社々掌

柏木 勝秀 印

右氏子総代

(五名の署名捺印省略)

石川県知事 村上 義雄 殿

かくして、ようやく、社殿が整備できたのである。

しかし、こうした経緯を見ると、再提出された調査書に記載され④社殿の内容は、いったい、どういうことになるのだろうか。新築届に記載された幣殿や神饌所の規模は、再提出調査書のものとは大きく食い違っている。また、新築届には再提出調査書にある社務所がなく、廊下の改築についての記載も見えない。これを要するに、再提出調査書に記載された社殿は完成予想図ということになろう。

まとめにかえて

このように、氏子の住民が新たに土地を共同購入して基本財産を造成し、完成予想図にすぎない社殿の整備された姿を書き上げ、その後、急遽、建築にとりかかる、といったことまでして、県の指定を求めたのは、何故だろうか。そこに働いている住民の意思は、その第1次指定に漏れて村内の他の区に遅れをとった、といった地域間によく見られる競争意識の顕現のレベルのものでは到底なかろう。やはり、自分たちが伝統的に培ってきた信教的ないし精神的な統合の中心である神社を、神社合祀から守り抜こうとする、確固たる共同の意思以外の何者でもないだろう。

こうした努力が実ったのであろう。石川県は、前述したように、明治41年(1908)4月8日付で、安産日吉神社を神饌料・幣帛料を供進する神社に指定したのである。これによって、同社が合祀を免れたことはあらためて言うまでもあるまい。

蝶屋村の平加区の住民たちが神社合祀から守り抜いた、ここに見たような動きは、蝶屋村の他の区はもとより、石川郡内の各町村でも、程度の差はあったろうが、さまざまに起こったものと考えられる。その結果として、前述したような、神社と住民組織がほぼ一対一で対応するような線で、神社合祀の動きが押し止められたのであろう。

こうした事情が、石川県、さらには日本全国における

神社合祀の歴史的理解にどこまで適用できるのか（できないのか）という問題の検討は、ここでは今後の宿題として残されている。

- (1) 拙稿「明治地方自治制下の町村」（拙編『日本近代史概説』弘文堂、2003年12月、第三章）53～56頁を参照。
- (2) 同上48～53頁を参照。
- (3) ここでの「住民組織」なる語は、以下のような学的文脈で用いている。

明治地方自治制下の新町村を「行政(町)村」、そこに合流した近世以来の町村を「自然(町)村」と名付け、「自然村」が「行政村」の管轄下でその行政事務を支える機能を押し付けられた「生活共同体」として、その後も存続していった、という理解が戦前以来、日本近代史研究ではいわば定説の位置を占めてきた（戒能通孝『入会の研究』日本評論社、1934年9月などを参照）。たしかに、近世以来の町村の多くが、新町村の下で、行政区画としては「大字」となり、近世以来の共有地などの共有財産の所有主体である「財産区」としての地位を認められ、さらに町村によっては条例でそれを下部の行政機関である「区」とし、区長の選任や区の歳入出予算・決算や共有財産の処分を町村会の議決事項にしている所もある。

しかし、「自然村」や「生活共同体」といった理解には腑に落ちない点が残る。社会学の用語を使うと、「自然村」は英語のコミュニティとかドイツ語のゲマインシャフト、つまり集団で生存せざるを得ない人間たちが自然発生的に営む共同体、「行政村」はアソシエーションとかゲゼルシャフト、つまり人間たちが特定の目的のために規則や契約を設けて結成した団体として把握される（コミュニティないしゲマインシャフトと、アソシエーションないしゲゼルシャフトとの関係については、拙稿「地方史と歴史学をめぐって」〔『地方史研究』第200号、1984年4月〕を参照）。

なるほど、新町村がアソシエーションないしゲゼルシャフトであることは間違いないが、自然発生的な共同体として厳密に定義されたゲマインシャフトではないにしても、共同空間ないし公共空間といった意味ももつコミュニティとしての要素がそこにまったくなかったかと問われれば、そう断言するのには躊躇せざるを得まい。一方、「自然村」と呼ばれるものの方も、純然たるコミュニティないしゲマインシャフトとは言いきれず、アソシエーションないしゲゼルシャフトとしての性格は次第に強まって行くように思われる。

第1に、近世以来の町村は、市制町村制施行以前、それも明治11年(1878)の地方三新法制定以前に少なからず合併している（宮本憲一「明治地方自治制と町村合併——町村合併の研究（一）——」〔『金沢大学法文学部論集』法経篇4、1957年1月〕を参照）。さらに、地方三新法体制下で数ヶ町村が連合して戸長役場や町村会を一本化する連合町村が、政府がその勧奨策をとる明治17年の地方制度改正以前にも形成され、そこでは町村間の垣根が融解する傾向も生まれていた（拙稿「連合村の形成——石川県吉野谷の事例——」〔『金沢大学日本海域研究』第33号、

2002年3月〕を参照）。こうした所では、新町村がアソシエーションないしゲゼルシャフトであると同時に、コミュニティとしての実質を具備しつつあったとみるべきだろう。

第2に、近世から連続する生活や経営の共同体の基礎単位という意味でのコミュニティないしゲマインシャフトは、かならずしも、村請制の規範の下におかれた近世以来の町村とは限らない。新町村下の行政区画で言えば、「大字」ではなく、「小字」がそれに当たる場合も、山村や都市などでは珍しくない。一方、近世初頭の村切りで分割されたものの、実態としては中世の惣村などの規模で公共空間としてのコミュニティを維持続けたケースもある（拙著『地租改正と地方制度』山川出版社、1993年10月、第二編第五章「町村制制定の歴史的意義」を参照）。後者では、実際のコミュニティの規模に合わせる形で、町村合併がなされ町村制が施行された場合もある。

第3に、「自然村」と呼ばれるものも、前述のように、新町村の下部行政機関化する傾向が次第に強まって行く。これは、一面、日露戦後に本格化する地方改良運動の中で、政府がそうした方向へと指導した結果でもあるが、他面、市場経済の浸透が伝統的なコミュニティないしゲマインシャフトを分解し、公共空間としてのコミュニティの再編が必要になっていたという背景もある。政府の直接的な政策意図は、日露戦争を機にほぼ倍増した国税負担の下で、国民の負担能力の範囲内へと町村行財政を再編成することにあった。そのため、共有財産を吸い上げたり、神社合祀を推し進めたりして、「自然村」と呼ばれるものを新町村に融解させる一方、納税組合、戸主会・婦人会・青年団・処女会、在郷軍人会、農会など地域団体を次々に創設させている。これら施策は、新町村の内部にさまざまなアソシエーションないしゲゼルシャフトを新設することで補完しつつ、新町村を単位としたコミュニティを創出しようとしたものと考えられる。けだし、原敬が町村合併と郡制廃止をセットで推進しようとした際、貴族院に拠る山県有朋系の官僚勢力は、新町村がコミュニティとしての実質をようやく具備しつつあるとの趣旨で、それに反対している（三谷太一郎『日本政党政治の形成』東京大学出版会、1967年3月、第一章「郡制廃止問題の政治過程」を参照）。いずれにせよ、「自然村」と呼ばれるものが解体され、「自然」ではない、すぐれて人為的な地域諸団体に代替されていく傾向にあったことは確かだろう。

こうした一連の歴史過程を念頭におくと、「行政村」と「自然村」という一対の用語を、何の躊躇もなく使用することはできない。そこで、ここでは上記の一対の用語の使用を避け、「行政村」と呼ばれたものは単に「町村」、また「自然村」の方は「住民組織」の用語を使っている。後者で「組織」の語を用いたのは、コミュニティと、アソシエーションないしゲゼルシャフトの両方の要素を共存させ得ると判断したからである。社会学では、地域住民組織とか、コミュニティの要素も合わせもった住縁アソシエーション（岩崎信彦ほか編『町内会の研究』御茶の水書房、1989年2月を参照）といった用語が用いられていることも参考にしている。もっとも、歴史学の用語であることを意識して、この「住民組織」なる語は、従前の「自然村」と呼ばれるもののみならず、その解消過程で設置される地域諸

- 団体も含め、近世以来の町村が近代化に伴って変容していく歴史過程全体を包摂するものとして用いることとしたい。
- (4) 住民組織の共有財産については、北條浩『部落・部落有財産と近代化』御茶の水書房、2002年12月を参照。
- (5) 地方改良運動については、大島美津子『明治国家と地域社会』岩波書店、1994年4月、第四章三「地方改良運動」を参照。
- (6) 神社合祀については、宗教社会学の立場からの森岡清美『近代の集落神社と国家統制——明治末期の神社整理——』吉川弘文館・1987年5月、櫻井治男『蘇るムラの神々』大明堂・1992年4月、また歴史学の立場からの畔上直樹「明治末・神社合祀問題における農村社会の対応形態——和歌山県日高郡農村部の事例にみる『抵抗』と『容認』——」(『日本史研究』第423号、1997年11月)を参照。就中、畔上は、神社合祀に対する「ムラ」(ここでいう住民組織)の対応に関する既往の研究が検出した「抵抗持続型」と「分離不完全型」に加えて、「合祀容認型」を見出し、その背景に農業経営の動向を認めようとしたものである。神社合祀に対する住民組織の対応は、経済的条件のみならず、それぞれがおかれた政治的・文化的等々の歴史的諸条件によってさまざまであり得るだろうが、総じてどのような傾向が支配的であり、合祀のあり方がどのような形で着したかが、ここでの探究課題である。
- (7) 南方熊楠は、和歌山県における神社合祀とそれに伴う住民組織の共有財産の吸い上げに対して、「環境権」擁護の趣旨から反対の論陣を張っているというが、これについては後藤正人『権力の法社会史——近代国家と民衆運動——』法律文化社、1993年11月、第九章「自然環境保護運動と南方熊楠——日露戦後経営と大正デモクラシー——」を参照。
- (8) 神社合祀を「国家神道」の権力的創出・定着過程の中に位置づけようとする立場については、村上重良『国家神道』岩波新書・1970年11月、また中島三千男「『明治憲法体制』の確立と国家のイデオロギー政策——国家神道体制の確立過程——」(『日本史研究』第176号、1977年4月)を参照。
- (9) 文部省文化局宗務課監修『明治以後宗教関係法令類纂』第一法規出版、1968年3月、408～418頁。以下、『類纂』と省略。
- (10) 同上 554～555頁。なお、史料中の亀甲括弧を付した部分は、出典では割注である(以下同様)。
- (11) 前掲拙著『地租改正と地方制度』第二編第二章「前期的町村の展開」を参照。
- (12) 昇格については、前引の明治4年の太政官布告第235号に「右官社定額ノ外、式内及国史見在ノ諸社、期年検査ヲ経テ更ニ官社ニ列スヘシ」と定められていた。
- (13) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第三卷、吉川弘文館、1983年2月、「官幣社」の項(梅田義彦執筆)、926～927頁を参照。
- (14) 前掲『類纂』587～589頁を参照。
- (15) 同上589頁。
- (16) 前掲『国史大辞典』第三卷、「官幣社」の項(梅田義彦執筆)、926～927頁を参照。
- (17) 前掲『国史大辞典』第五卷、1985年2月、「国幣社」の項(梅田義彦執筆)、684～685頁を参照。
- (18) 大霞会内務省史編集委員会編『内務省史』第二卷・大霞会・1970年11月・41～42頁、また石川県編『石川県史』第四編・同県・1931年3月・686～687頁を参照。
- (19) 前掲『類纂』550頁。
- (20) 前掲『石川県史』第四編、687～689頁を参照。なお、『石川県史』の記述には、国の方饌料・幣帛料供進神社の指定に至る経緯に誤りがみられるなど、正確さに欠けるところが見受けられる。それらは本文で正しておいた。
- (21) 『石川県公報』第68号、1906年12月12日、2頁(石川県立図書館所蔵)。
- (22) 前掲『石川県史』第四編、689頁を参照。
- (23) 内務省地理局編『地方行政区画便覧』復刻版、下、ゆまに書房、1985年11月、221頁を参照。
- (24) 「角川日本地名大辞典」編集委員会編『角川日本地名大辞典』17「石川県」、角川書店、1981年7月、「石切小原」の項、99頁を参照。
- (25) 本吉新区は、明治29年(1896)の手取川の大洪水で甚大な被害を受け、その後も水害が続発したため、区外に移住する住民が続出し(前掲『角川日本地名大辞典』17、「本吉新」の項、892頁を参照)、昭和8年(1933)の時点では住民戸数は皆無となっていた(石川県石川郡蝶屋尋常高等小学校編『蝶屋村誌』同校、1934年3月、7頁を参照)。
- (26) 石川県神社庁編『石川県神社誌』同序、1976年10月、219～220および238頁を参照。
- (27) 蝶屋村史編纂専門委員会・蝶屋村史編纂委員会編『蝶屋の歴史』集落・資料編、美川町、2002年9月、312～314頁。
- (28) 国文学研究史料館史料館編『社寺明細帳の成立』名著出版、2004年3月を参照。
- (29) 前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編、312頁。
- (30) 同上315～316頁。
- (31)・(32) 平崎修氏(石川県石川郡美川町字平加町)所蔵。なお、これらの史料は、前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編には収録されていない。
- (33) 前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編、317～318頁を参照。
- (34) 同上320頁。
- (35) 同上321頁を参照。
- (36) 同上321～322頁。
- (37) 同上322～324頁。
- (38) 同上331頁。
- (39) 前掲『蝶屋村誌』9頁を参照。
- (40) 前掲『蝶屋の歴史』集落・資料編、325～326頁。
- (41) 同上325頁。
- (42) 同上326頁所載の「解説」(拙稿)を参照。
- (43) 同上327頁。